

建設コンサルタント業務(建築) 技術評価資料作成要領(簡易型:本店選択あり)

対象業務は、総合評価落札方式により実施する業務のため、次表の「評価項目、評価基準及び評価点」に基づき参加申請者を評価するので内容を確認の上、間違えのないように作成すること。

1.企業評価項目及び評価基準

本店選択あり

	評価項目		評価点	様式
	評価基準			
企業 の 評価	資格 実績	同種業務実績 同種業務(※1)の実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務実績 ②なし	①3点 ②0点	様式1
		ISO 認証 取得 品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況(※2)を下記の順位で評価する。 ①ISO9001及びISO14001の認証を取得済み ②ISO9001の認証を取得済み ③上記以外	①2点 ②1点 ③0点	様式1
		事故 及び 不誠 実な 行為 山梨県による過去、指名停止を受けた状況(※3)を下記の順位で評価する。 ①3ヵ月以上 ②1ヵ月以上3ヵ月未満 ③1ヵ月未満 ④なし	①－6点 ②－4点 ③－2点 ④ 0点	提出不要
		近隣 地域 業務 実績 近隣地域の実績(※4)を下記の順位で評価する。 ①同一事務所管内 ②県内 ③なし	①3点 ②1点 ③0点	様式1
		本店 所在 地 県内に本店、支店、営業所等(※5)の有無を下記の順位で評価する。 ①県内に本店 ②県内に支店、営業所等 ③なし	①3点 ②2点 ③0点	提出不要
		被災 建物 応急 危険 判定 士 山梨県が認定した被災建築物応急危険度判定士(※6)を雇用した場合下記の 順位で評価する。 ①3人以上雇用 ②2人雇用 ③1人雇用 ④なし	①3点 ②2点 ③1点 ④0点	様式1
		雇用 実績 県内居住者を前年度に新規雇用(※7)した場合下記の順位で評価する。 ①雇用実績あり ②なし	①1点 ②0点	様式1
	成績	成績 評定 点 過去の業務成績評定点(※8)の平均点を下記の順位で評価する。 ①80点以上 ②78点以上80点未満 ③75点以上78点未満 ④70点以上75点未満 ⑤70点未満又は成績実績ない	①10点 ②6点 ③4点 ④2点 ⑤0点	提出不要

*各評価項目の評価方法等については<注1>を参照のこと

※1 企業の同種業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等(別紙-1参照)が発注した、平成27年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務とする。

※2 当該業務の公告日時時点で品質管理・環境マネジメントシステムの認証取得しているものとする。

※3 事故及び不誠実な行為は、当該業務の公告日から1ヶ年とし、複数回ある場合は合計する。なお、1日でも対象期間内にかかった場合は、全ての指名停止期間を対象とする。

※4 近隣地域業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等(別紙-1参照)が発注した、平成27年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務とする。

※5 企業の本店所在地は、選択評価項目であるため、入札参加資格条件(本店、支店、営業所等)を考慮し、設定することで評価対象者が限定され恣意的となる場合や、入札参加者間で差異が生じない場合は、評価項目として設定しない。

当該業務の公告日時時点で所在地が山梨県であること。

※6 山梨県が認定した被災建築物応急危険度判定士で、当該業務の入札参加資格申請締切日が認定有効期間中であるもの。

※7 「雇用実績」とは、山梨県内居住者(雇用後に山梨県内居住者になったものを含む)を前年度内に新規雇用し、当該業務の公告日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込がある場合を評価する。

※8 山梨県発注業務(設計業(建築))で過去5ヶ年度に完成及び当該年度は当該業務の公告日の前々月の末日までに完成している業務の平均点

【資料作成に係る留意事項及び添付書類】

- 1) 同種業務実績、近隣地域実績がある場合は各々について記載すること。
- 2) 同種業務実績と近隣地域業務実績について証明するため添付資料として、当該業務の契約書、業務契約用設計書表紙、業務費内訳書及び業務実績を証明する図書の写しを添付すること。
ただし、テクリス又はパプデイスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、テクリス又はパプデイスの番号の記載により、添付資料が省略できる。
- 3) 法人名に変更があり、テクリス又はパプデイスの登録変換が未済の場合は、名称変更の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。
- 4) 法人の吸収・合併により旧法人の地位を継承している場合で、テクリス又はパプデイスの登録変換が未済の場合は、吸収・合併の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。
- 5) 法人に分割があった場合で、テクリス又はパプデイスの登録変換が未済の場合は、分割の年月日及び分割の概要が判る登記簿(写)等及び分割契約書(写)を添付すること。
- 6) 法人の吸収・合併・分割等により旧法人の地位を継承した場合の成績評定(山梨県発注)については、山梨県への入札参加資格等継承の手続き後、評価の対象とする。
- 7) 「雇用実績」を証明する根拠書類として、次の書類等を添付すること。
 - ・直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し
 - ・直近の「住民税特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」の写し
 - ・雇用関係がわかる、「監理技術者資格者証(表面及び裏面)」の写し
 - ・有効な「健康保険被保険者証」の写し
 - ・「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し山梨県内居住を証明する根拠書類として、「住民票」の写し又は「運転免許証」の写しを添付すること。
(住民票は、公告日が属する月の3ヶ月前の月初め1日以降に発行され、個人番号の記載のないものの写し)

2. 技術者の評価

2. 技術者の評価						
技術者の評価	評価項目			評価点	様式	
	評価基準					
	資格実績	管理技術者	技術者資格	管理技術者が保有する資格（一級建築士）の経験年数により下記の順位で評価する。 ①一級建築士資格取得後20年以上 ②一級建築士資格取得後10年以上20年未満 ③一級建築士資格取得後10年未満	①3点 ②1点 ③0点	様式2
			CPD取得状況	CPDの取得状況（※9）を下記の順位で評価する。 ①CPDの証明あり ②なし	①2点 ②0点	様式2
			同種業務実績	管理技術者又は担当技術者として従事した同種業務（※10）の実績を下記の順位で評価する。 ①管理技術者としての同種業務実績 ②担当技術者としての同種業務実績 ③なし	①3点 ②1点 ③0点	様式2
			手持ち業務湯	管理技術者又は担当技術者として従事している県発注の他の業務件数（※11）を下記の順位で評価する。 ①手持ち業務の件数0～1件 ②手持ち業務の件数2～3件 ③手持ち業務の件数4～5件 ④手持ち業務の件数6件以上	①3点 ②2点 ③1点 ④0点	様式2
			近隣地域業務実績	管理技術者又は担当技術者として従事した近隣地域の実績（※12）を下記の順位で評価する。 ①同一事務所管内 ②県内 ③なし	①4点 ②2点 ③0点	様式2
成績	管理技術者	成績評定点	過去の業務成績評定点（※13）の平均点を下記の順位で評価する。 ①80点以上 ②78点以上80点未満 ③75点以上78点未満 ④70点以上75点未満 ⑤70点未満又は成績実績ない	①10点 ②6点 ③4点 ④2点 ⑤0点	提出不要	

*各評価項目の評価方法等についてはく注1>を参照のこと

- ※9 配置予定技術者のCPDの実績は、当該業務の公告日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれるものとする。
- ※10 配置予定技術者の同種業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等（別紙-1参照）が発注した、平成27年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務とする。
- ※11 手持ち業務量は、当該業務の公告日において、完了していない契約済みの県発注の他の業務で管理技術者又は担当技術者として従事している全ての件数とする。
- ※12 配置予定技術者の近隣地域業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等（別紙-1参照）が発注した、平成27年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務とする。
- ※13 山梨県発注業務（設計業（建築））で過去5ヶ年度に完成及び当該年度は当該業務の公告日の前々月の末日までに完成している業務の平均点（管理技術者として最終登録された業務の成績を対象とする。）

【資料作成に係る留意事項及び添付書類】

- 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者としてとることができる。この場合、様式2に全ての配置予定技術者を記載し、添付資料を提出するものとし、その場合の評価点は、最も低い評価を受けた者とする。なお、配置予定技術者は、契約日までに確定すること。
- 配置予定技術者の実績は、完成時に管理技術者、担当技術者（担当技術者については完成時にテクリス又はパブディスに登録された者。）として従事したものを対象とする。また、当該技術者の他社で従事した経験についても実績として認める。
- 同種業務実績、近隣地域実績がある場合は各々について記載すること。
- 配置予定技術者の同種業務実績と近隣地域業務実績について証明するため添付資料として、当該業務の契約書、業務契約用設計書表紙、業務費内訳書及び資格・業務実績を証明する図書の写しを添付すること。
ただし、テクリス又はパブディスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、テクリス又はパブディスの番号の記載により、添付資料が省略できる。
- 配置予定技術者と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。）を証明するものとして、次の書類等を添付すること。
・直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し
・直近の「住民税特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」の写し
・雇用関係がわかる、「監理技術者資格者証（表面及び裏面）」の写し
・有効な「健康保険被保険者証」の写し
・「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し
- 配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。
- 落札したにも関わらず、予定技術者が配置できないため、契約が締結できない場合には、指名停止等の措置が行われる場合がある。

3. 実施方針等

評価項目			評価基準	評価点	様式
実施 方針 等	業務 理解 度	具体的な業務の目的、条件、 内容に関する理解と適切な課 題の抽出について	目的、内容の理解度が高く優れている場合、現地の状況及び業務の制約となる条件やポイントを理解し、業務実施上の問題点や課題が適切に記述されている。	20点	様式3-1
			目的、内容の理解度があり、現地状況及び業務の制約となる条件やポイントを理解し、業務実施上の問題点や課題が記述されている。	10点	
			目的、内容は理解しているが、業務実施上の問題点や課題が一般的な事項で、現地の状況や業務の制約となる条件やポイントの理解が不足している。	0点	
			未記入、または不適切である。	欠格	
	業務 実施 方針	業務を遂行する上でより適切 な体制の確保、設計するうえで 特に重視する配慮事項につい て	業務を遂行する上での適切な実施体制が確保されており、設計するうえで特に重視する配慮事項が明確に記述され、その内容の妥当性が高い。	30点	様式3-2
			業務を遂行する上での実施体制が確保されており、設計するうえで特に重視する配慮事項が明確に記述されている。	15点	
			業務を遂行する上での実施体制が確保されているが、設計するうえで特に重視する配慮事項の記述が一般的で工夫が見られない。	0点	
			未記入、または不適切である。	欠格	

【留意事項】

- 1) 実施方針等の記載にあたっては、業務の内容、現場の状況、制約条件、課題等を考慮し簡潔に記載することとし、実施内容が曖昧な表現は避けること。
- 2) 評価項目に対する提案数は、優先度の高いものの順に提案1から記載し、最大3提案までとする。これを超える提案については評価しない。また、評価は1提案ごとに評価し、合計して評価点を算出する。
- 3) 未記入または不適切な提案の場合は「欠格」とする。
- 4) 総合評価で求めた実施方針等について、受注者の責により履行されていないと判断される場合は委託業務成績評価の減点を行う。
減点については、達成していない評価項目数ごとに、「事故等による減点」項目で3点を減ずる。

4. その他

1. 各様式に示された注意事項を遵守のうえ、必要事項をそれぞれ記載すること。
2. 評価資料については、提出期限以降の差し替え、再提出は認めないので、公告等に示された事項を十分に確認してから提出すること。
3. 技術評価資料については、「技術評価資料添付資料一覧表」を表紙として一番上に付け、一つのPDFファイルにまとめて提出すること。（ファイル名は、公告文に記載された工事名を用い「〇〇業務委託評価資料(会社名)」とする。）
4. 入札時の提出書類(公告文＞公告個別事項＞提出書類＞2入札時に示すもの)についても、一つのPDFにまとめて提出すること。

<注1> 各評価項目の具体的な内容

評価項目		評価内容	評価対象期間等
様式1	同種業務の実績 (企業)	〇〇を含む契約金額〇百万円以上の〇〇業務の業務実績 ・共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの ・業務金額の実績は、企業体の業務金額に各企業の出資比率を乗じて得た金額を業務実績として扱う	別紙ー1の機関が発注し、元請けとして請け負い、平成 27 年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務。※個別事項1を参照
様式1	ISO認証取得状況	公告日時点での認証取得している場合に評価する。	当該業務の公告日時点
提出不要	事故及び不誠実な行為	山梨県による指名停止期間の有無 ※複数回、指名停止措置を受けた場合は、その合計月数とし、指名停止期間が評価対象期間に1日でも含まれる場合は全ての期間を対象とする。	当該業務の公告日を含む過去1年間の期間
様式1	近隣地域での業務実績 (企業)	〇〇建設事務所管内(又は〇〇市町村内)における〇〇業務委託の業務実績 ・共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの	別紙ー1の機関が発注し、元請けとして請け負い、平成 27 年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務。※個別事項1を参照
提出不要	本店所在地	公告日時点で所在地が山梨県内である場合に評価する。	当該業務の公告日時点
様式1	被災建築物応急危険度判定士	山梨県が認定した被災建築物応急危険度判定士を雇用した場合に評価する。	当該業務の公告日時点
様式1	雇用実績	前年度内に山梨県内居住者(雇用後に山梨県内居住者になったものを含む)を新規雇用し、公告日までで継続雇用された場合評価する。	前年度
提出不要	業務成績評定点の平均点 (企業)	山梨県発注業務における業務委託成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て) ただし、評価対象は山梨県電子入札システムにより発注した業務に限る(紙入札により発注した業務は除く)	過去5ヶ年度に完成したもの及び当該年度においては当該業務の公告日の前々月末までに完成している業務 ※個別事項1を参照
様式2	管理技術者資格	一級建築士の経験年数を評価する。	期間なし
様式2	継続教育(CPD)の取組状況	建設系CPD協議会及び建築CPD運営会議に属する団体の当該業務の履行に係る国家資格の継続教育に限ることとし、各認定団体の推奨単位以上の証明がある場合に評価する。	当該業務の公告日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれていること。※個別事項2を参照

様式2	同種業務の実績 (管理技術者)	〇〇を含む契約金額〇百万円以上の〇〇業務の業務実績 完成時に管理技術者、担当技術者(担当技術者は完成時にテクリス又はパブディスに登録された者)として従事した者を評価する。 ・共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの ・業務金額の実績は、企業体の業務金額に各企業の出資比率を乗じて得た金額を業務実績として扱う	別紙ー1の機関が発注し、元請けとして請け負い、平成 27 年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日まで完了している業務。
様式2	手持ち業務量	県発注の他業務で管理技術者又は担当技術者として従事している件数	当該業務の公告日に完了していない件数
様式2	近隣地域での業務実績 (管理技術者)	〇〇建設事務所管内における〇〇業務委託の業務実績 ・共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの	別紙ー1の機関が発注し、平成 27 年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日まで完了している業務。
提出不要	業務成績評定点の平均点 (管理技術者)	山梨県発注業務で管理技術者として最終登録された業務委託成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て) ただし、評価対象は山梨県電子入札システムにより発注した業務に限る(紙入札により発注した業務は除く)	過去 5 ヶ年度に完成したもの及び当該年度においては当該業務の公告日の前々月末までに完了している業務

※個別事項1

- 1) 法人名に変更があり、テクリス又はパブディスの登録変換が未済の場合は、名称変更の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。
- 2) 法人の吸収・合併により旧法人の地位を継承している場合で、テクリス又はパブディスの登録変換が未済の場合は、吸収・合併の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。
- 3) 法人に分割があった場合で、テクリス又はパブディスの登録変換が未済の場合は、分割の年月日及び分割の概要が判る登記簿(写)等及び分割契約書(写)を添付すること。
- 4) 法人の吸収・合併・分割等により旧法人の地位を継承した場合の成績評定(山梨県発注)については、山梨県への入札参加資格等継承の手続き後、評価の対象とする。

※個別事項2

継続教育(CPD)の評価は、配置予定技術者の学習履歴について、建設系資格認定団体の証明書の写しを求め、「当該団体の推奨単位以上を取得している。」及び「公告日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれていること。」の証明がある場合について評価する。

証明期間は、証明書に記載された「取得期間」または、「証明期間」とし、年単位で評価する。証明期間に端数がある場合は切り上げて評価し、切り上げ後の証明期間年数で単純平均して取得単位を算出する。また、年間または数年間の推奨単位が記載されている場合は、いずれかが満足していれば評価する。(CPD評価対象期間の事例参照)

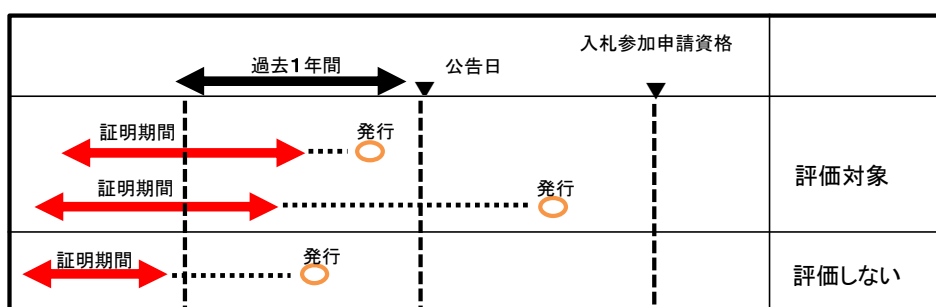
(CPD評価対象期間の事例)

- 予定技術者、下記団体の発行するCPDの登録証明書等が有り、各団体が推奨する単位を満たしている場合に評価する。

(下記団体以外は評価しない)

土木コンサルタント業務	建設系CPD協議会の構成団体
地質調査業務	建設系CPD協議会の構成団体
測量業務	建設系CPD協議会の構成団体、測量系CPD協議会
建築設計業務	建築系CPD協議会の構成団体

- CPD単位取得の証明は、公告日から過去1年以内または、公告日以降に発行されたものとし、公告日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれているものとする。



- 評価は年単位で評価することとし、証明期間に端数がある場合は、切り上げるものとする。

例) 推奨単位 : 50単位/年
証明期間 : 1年3ヶ月 → 「2年」に切り上げ
登録単位 : 80単位/2年 = 40単位/年

上記の場合、推奨単位に満たないため、評価しない。

※ 証明期間とは、証明書に記載されている「取得期間」「証明期間」であり、受講した日付により算出するものではない。

建設コンサルタント業務(建築) 技術評価資料作成要領(簡易型:本店選択なし)

対象業務は、総合評価落札方式により実施する業務のため、次表の「評価項目、評価基準及び評価点」に基づき参加申請者を評価するので内容を確認の上、間違えないように作成すること。

1.企業評価項目及び評価基準

本店選択なし

	評価項目		評価点	様式
	評価基準			
企業 の 評価	資格 実績	同種業務実績 同種業務(※1)の実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務実績 ②なし	①3点 ②0点	様式1
		ISO認証取得 品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況(※2)を下記の順位で評価する。 ①ISO9001及びISO14001の認証を取得済み ②ISO9001の認証を取得済み ③上記以外	①2点 ②1点 ③0点	様式1
		事故及び不誠実な行為 山梨県による過去、指名停止を受けた状況(※3)を下記の順位で評価する。 ①3ヵ月以上 ②1ヵ月以上3ヵ月未満 ③1ヵ月未満 ④なし	①－6点 ②－4点 ③－2点 ④ 0点	提出不要
		近隣地域業務実績 近隣地域の実績(※4)を下記の順位で評価する。 ①同一事務所管内 ②県内 ③なし	①6点 ②3点 ③0点	様式1
		被災建築物応急危険度判定士 山梨県が認定した被災建築物応急危険度判定士(※6)を雇用した場合下記の順位で評価する。 ①3人以上雇用 ②2人雇用 ③1人雇用 ④なし	①3点 ②2点 ③1点 ④0点	様式1
		雇用実績 県内居住者を前年度に新規雇用(※7)した場合下記の順位で評価する。 ①雇用実績あり ②なし	①1点 ②0点	様式1
	成績	成績評定点 過去の業務成績評定点(※8)の平均点を下記の順位で評価する。 ①80点以上 ②78点以上80点未満 ③75点以上78点未満 ④70点以上75点未満 ⑤70点未満又は成績実績ない	①10点 ②6点 ③4点 ④2点 ⑤0点	提出不要

*各評価項目の評価方法等については<注1>を参照のこと

- ※1 企業の同種業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等(別紙-1参照)が発注した、平成27年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務とする。
- ※2 当該業務の公告日時点で品質管理・環境マネジメントシステムの認証取得しているものとする。
- ※3 事故及び不誠実な行為は、当該業務の公告日から1ヶ年とし、複数回ある場合は合計する。なお、1日でも対象期間内にかかった場合は、全ての指名停止期間を対象とする。
- ※4 近隣地域業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等(別紙-1参照)が発注した、平成27年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務とする。
- ※6 山梨県が認定した被災建築物応急危険度判定士で、当該業務の入札参加資格申請締切日が認定有効期間中であるもの。
- ※7 「雇用実績」とは、山梨県内居住者(雇用後に山梨県内居住者になったものを含む)を前年度内に新規雇用し、当該業務の公告日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込がある場合を評価する。
- ※8 山梨県発注業務(設計業(建築))で過去5ヶ年度に完成及び当該年度は当該業務の公告日の前々月の末日までに完成している業務の平均点

【資料作成に係る留意事項及び添付書類】

- 1) 同種業務実績、近隣地域実績がある場合は各々について記載すること。
- 2) 同種業務実績と近隣地域業務実績について証明するため添付資料として、当該業務の契約書、業務契約用設計書表紙、業務費内訳書及び業務実績を証明する図書の写しを添付すること。
ただし、テクリス又はパブデイスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、テクリス又はパブデイスの番号の記載により、添付資料が省略できる。
- 3) 法人名に変更があり、テクリス又はパブデイスの登録変換が未済の場合は、名称変更の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。
- 4) 法人の吸収・合併により旧法人の地位を継承している場合で、テクリス又はパブデイスの登録変換が未済の場合は、吸収・合併の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。
- 5) 法人に分割があった場合で、テクリス又はパブデイスの登録変換が未済の場合は、分割の年月日及び分割の概要が判る登記簿(写)等及び分割契約書(写)を添付すること。
- 6) 法人の吸収・合併・分割等により旧法人の地位を継承した場合の成績評定(山梨県発注)については、山梨県への入札参加資格等継承の手続き後、評価の対象とする。
- 7) 「雇用実績」を証明する根拠書類として、次の書類等を添付すること。
 - ・直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し
 - ・直近の「住民税特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」の写し
 - ・雇用関係がわかる、「監理技術者資格者証(表面及び裏面)」の写し
 - ・有効な「健康保険被保険者証」の写し
 - ・「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し山梨県内居住を証明する根拠書類として、「住民票」の写し又は「運転免許証」の写しを添付すること。
(住民票は、公告日が属する月の3ヶ月前の月初め1日以降に発行され、個人番号の記載のないものの写し)

2. 技術者の評価

	評価項目			評価点	様式
	評価基準				
技術者の評価	資格実績	管理技術者	技術者資格 管理技術者が保有する資格（一級建築士）の経験年数により下記の順位で評価する。 ①一級建築士資格取得後20年以上 ②一級建築士資格取得後10年以上20年未満 ③一級建築士資格取得後10年未満	①3点 ②1点 ③0点	様式2
			CPD取得状況 CPDの取得状況（※9）を下記の順位で評価する。 ①CPDの証明あり ②なし	①2点 ②0点	様式2
			同種業務実績 管理技術者又は担当技術者として従事した同種業務（※10）の実績を下記の順位で評価する。 ①管理技術者としての同種業務実績 ②担当技術者としての同種業務実績 ③なし	①3点 ②1点 ③0点	様式2
			手持ち業務量 管理技術者又は担当技術者として従事している県発注の他の業務件数（※11）を下記の順位で評価する。 ①手持ち業務の件数0～1件 ②手持ち業務の件数2～3件 ③手持ち業務の件数4～5件 ④手持ち業務の件数6件以上	①3点 ②2点 ③1点 ④0点	様式2
			近隣地域業務実績 管理技術者又は担当技術者として従事した近隣地域の実績（※12）を下記の順位で評価する。 ①同一事務所管内 ②県内 ③なし	①4点 ②2点 ③0点	様式2
	成績	管理技術者	成績評定点 過去の業務成績評定点（※13）の平均点を下記の順位で評価する。 ①80点以上 ②78点以上80点未満 ③75点以上78点未満 ④70点以上75点未満 ⑤70点未満又は成績実績ない	①10点 ②6点 ③4点 ④2点 ⑤0点	提出不要

*各評価項目の評価方法等については<注1>を参照のこと

- ※9 配置予定技術者のCPDの実績は、当該業務の公告日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれるものとする。
- ※10 配置予定技術者の同種業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等（別紙-1参照）が発注した、平成27年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日まで完成している業務とする。
- ※11 手持ち業務量は、当該業務の公告日において、完了していない契約済みの県発注の他の業務で管理技術者又は担当技術者として従事している全ての件数とする。
- ※12 配置予定技術者の近隣地域業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等（別紙-1参照）が発注した、平成27年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日まで完成している業務とする。
- ※13 山梨県発注業務（設計業（建築））で過去5ヶ年度に完成及び当該年度は当該業務の公告日の前々月の末日までに完成している業務の平均点（管理技術者として最終登録された業務の成績を対象とする。）

【資料作成に係る留意事項及び添付書類】

- 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者として行うことができる。この場合、様式2に全ての配置予定技術者を記載し、添付資料を提出するものとし、その場合の評価点は、最も低い評価を受けた者とする。なお、配置予定技術者は、契約日までに確定すること。
- 配置予定技術者の実績は、完成時に管理技術者、担当技術者（担当技術者については完成時にテクリス又はパプディスに登録された者。）として従事したものを対象とする。また、当該技術者の他社で従事した経験についても実績として認める。
- 同種業務実績、近隣地域実績がある場合は各々について記載すること。
- 配置予定技術者の同種業務実績と近隣地域業務実績について証明するため添付資料として、当該業務の契約書、業務契約用設計書表紙、業務費内訳書及び資格・業務実績を証明する図書の写しを添付すること。
ただし、テクリス又はパプディスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、テクリス又はパプディスの番号の記載により、添付資料が省略できる。
- 配置予定技術者と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。）を証明するものとして、次の書類等を添付すること。
・直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し
・直近の「住民税特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」の写し
・雇用関係がわかる、「監理技術者資格者証（表面及び裏面）」の写し
・有効な「健康保険被保険者証」の写し
・「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し
- 配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。
- 落札したにも関わらず、予定技術者が配置できないため、契約が締結できない場合には、指名停止等の措置が行われる場合がある。

3. 実施方針等

評価項目			評価基準	評価点	様式
実施方針等	業務理解度	具体的な業務の目的、条件、内容に関する理解と適切な課題の抽出について	目的、内容の理解度が高く優れている場合、現地の状況及び業務の制約となる条件やポイントを理解し、業務実施上の問題点や課題が適切に記述されている。	20点	様式3-1
			目的、内容の理解度があり、現地状況及び業務の制約となる条件やポイントを理解し、業務実施上の問題点や課題が記述されている。	10点	
			目的、内容は理解しているが、業務実施上の問題点や課題が一般的な事項で、現地の状況や業務の制約となる条件やポイントの理解が不足している。	0点	
			未記入、または不適切である。	欠格	
	業務実施方針	業務を遂行する上でより適切な体制の確保、設計するうえで特に重視する配慮事項について	業務を遂行する上での適切な実施体制が確保されており、設計するうえで特に重視する配慮事項が明確に記述され、その内容の妥当性が高い。	30点	様式3-2
			業務を遂行する上での実施体制が確保されており、設計するうえで特に重視する配慮事項が明確に記述されている。	15点	
			業務を遂行する上での実施体制が確保されているが、設計するうえで特に重視する配慮事項の記述が一般的で工夫が見られない。	0点	
			未記入、または不適切である。	欠格	

【留意事項】

- 1) 実施方針等の記載にあたっては、業務の内容、現場の状況、制約条件、課題等を考慮し簡潔に記載することとし、実施内容が曖昧な表現は避けること。
- 2) 評価項目に対する提案数は、優先度の高いものの順に提案1から記載し、最大3提案までとする。これを超える提案については評価しない。また、評価は1提案ごとに評価し、合計して評価点を算出する。
- 3) 未記入または不適切な提案の場合は「欠格」とする。
- 4) 総合評価で求めた実施方針等について、受注者の責により履行されていないと判断される場合は委託業務成績評定の減点を行う。
減点については、達成していない評価項目数ごとに、「事故等による減点」項目で3点を減ずる。

4. その他

1. 各様式に示された注意事項を遵守のうえ、必要事項をそれぞれ記載すること。
2. 評価資料については、提出期限以降の差し替え、再提出は認めないので、公告等に示された事項を十分に確認してから提出すること。
3. 技術評価資料については、「技術評価資料添付資料一覧表」を表紙として一番上に付け、一つのPDFファイルにまとめて提出すること。（ファイル名は、公告文に記載された工事名を用い「〇〇業務委託評価資料(会社名)」とする。）
4. 入札時の提出書類（公告文＞公告個別事項＞提出書類＞2入札時に示すもの）についても、一つのPDFにまとめて提出すること。

<注1> 各評価項目の具体的な内容

評価項目		評価内容	評価対象期間等
様式1	同種業務の実績 (企業)	〇〇を含む契約金額〇百万円以上の〇〇業務の業務実績 ・共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの ・業務金額の実績は、企業体の業務金額に各企業の出資比率を乗じて得た金額を業務実績として扱う	別紙ー1の機関が発注し、元請けとして請け負い、平成27年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務。※個別事項1を参照
様式1	ISO認証取得状況	公告日時点での認証取得している場合に評価する。	当該業務の公告日時点
提出不要	事故及び不誠実な行為	山梨県による指名停止期間の有無 ※複数回、指名停止措置を受けた場合は、その合計月数とし、指名停止期間が評価対象期間に1日でも含まれる場合は全ての期間を対象とする。	当該業務の公告日を含む過去1年間の期間
様式1	近隣地域での業務実績 (企業)	〇〇建設事務所管内(又は〇〇市町村内)における〇〇業務委託の業務実績 ・共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの	別紙ー1の機関が発注し、元請けとして請け負い、平成27年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務。※個別事項1を参照
様式1	被災建築物応急危険度判定士	山梨県が認定した被災建築物応急危険度判定士を雇用した場合に評価する。	当該業務の公告日時点
様式1	雇用実績	前年度内に山梨県内居住者(雇用後に山梨県内居住者になったものを含む)を新規雇用し、公告日までまで継続雇用された場合評価する。	前年度
提出不要	業務成績評定点の平均点 (企業)	山梨県発注業務における業務委託成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て) ただし、評価対象は山梨県電子入札システムにより発注した業務に限る(紙入札により発注した業務は除く)	過去5ヶ年度に完成したもの及び当該年度においては当該業務の公告日の前々月末までに完成している業務※個別事項1を参照
様式2	管理技術者資格	一級建築士の経験年数を評価する。	期間なし
様式2	継続教育(CPD)の取組状況	建設系CPD協議会及び建築CPD運営会議に属する団体の当該業務の履行に係る国家資格の継続教育に限ることとし、各認定団体の推奨単位以上の証明がある場合に評価する。	当該業務の公告日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれていること。※個別事項2を参照

様式2	同種業務の実績 (管理技術者)	〇〇を含む契約金額〇百万円以上の〇〇業務の業務実績 完成時に管理技術者、担当技術者(担当技術者は完成時にテクリス又はパブディスに登録された者)として従事した者を評価する。 ・共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの ・業務金額の実績は、企業体の業務金額に各企業の出資比率を乗じて得た金額を業務実績として扱う	別紙ー1の機関が発注し、元請けとして請け負い、平成27年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日まで完成している業務。
様式2	手持ち業務量	県発注の他業務で管理技術者又は担当技術者として従事している件数	当該業務の公告日に完了していない件数
様式2	近隣地域での業務実績 (管理技術者)	〇〇建設事務所管内における〇〇業務委託の業務実績 ・共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの	別紙ー1の機関が発注し、平成27年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日まで完成している業務。
提出不要	業務成績評定点の平均点 (管理技術者)	山梨県発注業務で管理技術者として最終登録された業務委託成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て) ただし、評価対象は山梨県電子入札システムにより発注した業務に限る(紙入札により発注した業務は除く)	過去5ヶ年度に完成したもの及び当該年度においては当該業務の公告日の前々月末までに完成している業務

※個別事項1

- 1) 法人名に変更があり、テクリス又はパブディスの登録変換が未済の場合は、名称変更の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。
- 2) 法人の吸収・合併により旧法人の地位を継承している場合で、テクリス又はパブディスの登録変換が未済の場合は、吸収・合併の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。
- 3) 法人に分割があった場合で、テクリス又はパブディスの登録変換が未済の場合は、分割の年月日及び分割の概要が判る登記簿(写)等及び分割契約書(写)を添付すること。
- 4) 法人の吸収・合併・分割等により旧法人の地位を継承した場合の成績評定(山梨県発注)については、山梨県への入札参加資格等継承の手続き後、評価の対象とする。

※個別事項2

継続教育(CPD)の評価は、配置予定技術者の学習履歴について、建設系資格認定団体の証明書の写しを求め、「当該団体の推奨単位以上を取得している。」及び「公告日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれていること。」の証明がある場合について評価する。

証明期間は、証明書に記載された「取得期間」または、「証明期間」とし、年単位で評価する。証明期間に端数がある場合は切り上げて評価し、切り上げ後の証明期間年数で単純平均して取得単位を算出する。また、年間または数年間の推奨単位が記載されている場合は、いずれかが満足していれば評価する。(CPD評価対象期間の事例参照)

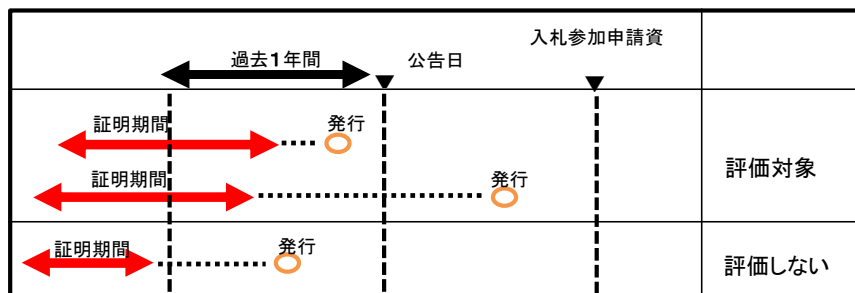
(CPD評価対象期間の事例)

- 予定技術者、下記団体の発行するCPDの登録証明書等有り、各団体が推奨する単位を満たしている場合に評価する。

(下記団体以外は評価しない)

土木コンサルタント業務	建設系CPD協議会の構成団体
地質調査業務	建設系CPD協議会の構成団体
測量業務	建設系CPD協議会の構成団体、測量系CPD協議会
建築設計業務	建築系CPD協議会の構成団体

- CPD単位取得の証明は、公告日から過去1年以内または、公告日以降に発行されたものとし、公告日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれているものとする。



- 評価は年単位で評価することとし、証明期間に端数がある場合は、切り上げるものとする。

例) 推奨単位 : 50単位/年
証明期間 : 1年3ヶ月 → 「2年」に切り上げ
登録単位 : 80単位/2年=40単位/年

上記の場合、推奨単位に満たないため、評価しない。

※ 証明期間とは、証明書に記載されている「取得期間」「証明期間」であり、受講した日付により算出するものではない。

建設コンサルタント業務(建築) 技術評価資料作成要領(特別簡易型:本店選択あり)

対象業務は、総合評価落札方式により実施する業務のため、次表の「評価項目、評価基準及び評価点」に基づき参加申請者を評価するので内容を確認の上、間違えのないように作成すること。

1.企業評価項目及び評価基準

本店選択あり

	評価項目		評価点	様式
	評価基準			
企業 の 評価	資格 実績	同種業務実績 同種業務(※1)の実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務実績 ②なし	①3点 ②0点	様式1
		ISO 認証 取得 品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況(※2)を下記の順位で評価する。 ①ISO9001及びISO14001の認証を取得済み ②ISO9001の認証を取得済み ③上記以外	①2点 ②1点 ③0点	様式1
		事故 及び 不誠 実な 行為 山梨県による過去、指名停止を受けた状況(※3)を下記の順位で評価する。 ①3ヵ月以上 ②1ヵ月以上3ヵ月未満 ③1ヵ月未満 ④なし	①－6点 ②－4点 ③－2点 ④ 0点	提出不要
		近隣 地域 業務 実績 近隣地域の実績(※4)を下記の順位で評価する。 ①同一事務所管内 ②県内 ③なし	①3点 ②1点 ③0点	様式1
		本店 所在 地 県内に本店、支店、営業所等(※5)の有無を下記の順位で評価する。 ①県内に本店 ②県内に支店、営業所等 ③なし	①3点 ②2点 ③0点	提出不要
		被災 建築物 応急 危険 判定 士 山梨県が認定した被災建築物応急危険度判定士(※6)を雇用した場合下記の 順位で評価する。 ①3人以上雇用 ②2人雇用 ③1人雇用 ④なし	①3点 ②2点 ③1点 ④0点	様式1
		雇用 実績 県内居住者を前年度に新規雇用(※7)した場合下記の順位で評価する。 ①雇用実績あり ②なし	①1点 ②0点	様式1
	成績	成績 評 定 点 過去の業務成績評定点(※8)の平均点を下記の順位で評価する。 ①80点以上 ②78点以上80点未満 ③75点以上78点未満 ④70点以上75点未満 ⑤70点未満又は成績実績ない	①10点 ②6点 ③4点 ④2点 ⑤0点	提出不要

*各評価項目の評価方法等についてはく注1>を参照のこと

※1 企業の同種業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等(別紙-1参照)が発注した、平成27年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務とする。

※2 当該業務の公告日時時点で品質管理・環境マネジメントシステムの認証取得しているものとする。

※3 事故及び不誠実な行為は、当該業務の公告日から1ヶ年とし、複数回ある場合は合計する。なお、1日でも対象期間内にかかった場合は、全ての指名停止期間を対象とする。

※4 近隣地域業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等(別紙-1参照)が発注した、平成27年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務とする。

※5 企業の本店所在地は、選択評価項目であるため、入札参加資格条件(本店、支店、営業所等)を考慮し、設定することで評価対象者が限定され恣意的となる場合や、入札参加者間で差異が生じない場合は、評価項目として設定しない。

当該業務の公告日時時点で所在地が山梨県であること。

※6 山梨県が認定した被災建築物応急危険度判定士で、当該業務の入札参加資格申請締切日が認定有効期間中であるもの。

※7 「雇用実績」とは、山梨県内居住者(雇用後に山梨県内居住者になったものを含む)を前年度内に新規雇用し、当該業務の公告日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込がある場合を評価する。

※8 山梨県発注業務(設計業(建築))で過去5ヶ年度に完成及び当該年度は当該業務の公告日の前々月の末日までに完成している業務の平均点

【資料作成に係る留意事項及び添付書類】

- 1) 同種業務実績、近隣地域実績がある場合は各々について記載すること。
- 2) 同種業務実績と近隣地域業務実績について証明するため添付資料として、当該業務の契約書、業務契約用設計書表紙、業務費内訳書及び業務実績を証明する図書の写しを添付すること。
ただし、テクリス又はパブディスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、テクリス又はパブディスの番号の記載により、添付資料が省略できる。
- 3) 法人名に変更があり、テクリス又はパブディスの登録変換が未済の場合は、名称変更の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。
- 4) 法人の吸収・合併により旧法人の地位を継承している場合で、テクリス又はパブディスの登録変換が未済の場合は、吸収・合併の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。
- 5) 法人に分割があった場合で、テクリス又はパブディスの登録変換が未済の場合は、分割の年月日及び分割の概要が判る登記簿(写)等及び分割契約書(写)を添付すること。
- 6) 法人の吸収・合併・分割等により旧法人の地位を継承した場合の成績評定(山梨県発注)については、山梨県への入札参加資格等継承の手続き後、評価の対象とする。
- 7) 「雇用実績」を証明する根拠書類として、次の書類等を添付すること。
 - ・直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し
 - ・直近の「住民税特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」の写し
 - ・雇用関係がわかる、「監理技術者資格者証(表面及び裏面)」の写し
 - ・有効な「健康保険被保険者証」の写し
 - ・「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し山梨県内居住を証明する根拠書類として、「住民票」の写し又は「運転免許証」の写しを添付すること。
(住民票は、公告日が属する月の3ヶ月前の月初め1日以降に発行され、個人番号の記載のないものの写し)

2. 技術者の評価

技術者の評価				評価項目	評価点	様式
				評価基準		
	資格実績	管理技術者	技術者資格	管理技術者が保有する資格（一級建築士）の経験年数により下記の順位で評価する。 ①一級建築士資格取得後20年以上 ②一級建築士資格取得後10年以上20年未満 ③一級建築士資格取得後10年未満	①3点 ②1点 ③0点	様式2
CPD取得状況			CPDの取得状況（※9）を下記の順位で評価する。 ①CPDの証明あり ②なし	①2点 ②0点	様式2	
同種業務実績			管理技術者又は担当技術者として従事した同種業務（※10）の実績を下記の順位で評価する。 ①管理技術者としての同種業務実績 ②担当技術者としての同種業務実績 ③なし	①3点 ②1点 ③0点	様式2	
手持ち業務量			管理技術者又は担当技術者として従事している県発注の他の業務件数（※11）を下記の順位で評価する。 ①手持ち業務の件数0～1件 ②手持ち業務の件数2～3件 ③手持ち業務の件数4～5件 ④手持ち業務の件数6件以上	①3点 ②2点 ③1点 ④0点	様式2	
近隣地域業務実績			管理技術者又は担当技術者として従事した近隣地域の実績（※12）を下記の順位で評価する。 ①同一事務所管内 ②県内 ③なし	①4点 ②2点 ③0点	様式2	
成績	管理技術者	成績評定点	過去の業務成績評定点（※13）の平均点を下記の順位で評価する。 ①80点以上 ②78点以上80点未満 ③75点以上78点未満 ④70点以上75点未満 ⑤70点未満又は成績実績ない	①10点 ②6点 ③4点 ④2点 ⑤0点	提出不要	

*各評価項目の評価方法等については注1>を参照のこと

※9 配置予定技術者のCPDの実績は、当該業務の公告日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれるものとする。

※10 配置予定技術者の同種業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等（別紙-1参照）が発注した、平成27年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務とする。

※11 手持ち業務量は、当該業務の公告日において、完了していない契約済みの県発注の他の業務で管理技術者又は担当技術者として従事している全ての件数とする。

※12 配置予定技術者の近隣地域業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等（別紙-1参照）が発注した、平成27年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務とする。

※13 山梨県発注業務（設計業（建築））で過去5ヶ年度に完成及び当該年度は当該業務の公告日の前々月の末日までに完成している業務の平均点（管理技術者として最終登録された業務の成績を対象とする。）

【資料作成に係る留意事項及び添付書類】

- 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者として行うことができる。この場合、様式2に全ての配置予定技術者を記載し、添付資料を提出するものとし、その場合の評価点は、最も低い評価を受けた者とする。なお、配置予定技術者は、契約日までに確定すること。
- 配置予定技術者の実績は、完成時に管理技術者、担当技術者（担当技術者については完成時にテクリス又はパプディスに登録された者。）として従事したものを対象とする。また、当該技術者の他社で従事した経験についても実績として認める。
- 同種業務実績、近隣地域実績がある場合は各々について記載すること。
- 配置予定技術者の同種業務実績と近隣地域業務実績について証明するため添付資料として、当該業務の契約書、業務契約用設計書表紙、業務費内訳書及び資格・業務実績を証明する図書の写しを添付すること。
ただし、テクリス又はパプディスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、テクリス又はパプディスの番号の記載により、添付資料が省略できる。
- 配置予定技術者と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。）を証明するものとして、次の書類等を添付すること。
・直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し
・直近の「住民税特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」の写し
・雇用関係がわかる、「監理技術者資格者証（表面及び裏面）」の写し
・有効な「健康保険被保険者証」の写し
・「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し
- 配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。
- 落れたにも関わらず、予定技術者が配置できないため、契約が締結できない場合には、指名停止等の措置が行われる場合がある。

<注1> 各評価項目の具体的な内容

評価項目		評価内容	評価対象期間等
様式1	同種業務の実績 (企業)	〇〇を含む契約金額〇百万円以上の〇〇業務の業務実績 ・共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの ・業務金額の実績は、企業体の業務金額に各企業の出資比率を乗じて得た金額を業務実績として扱う	別紙ー1の機関が発注し、元請けとして請け負い、平成27年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務。※個別事項1を参照
様式1	ISO認証取得状況	公告日時点での認証取得している場合に評価する。	当該業務の公告日時点
提出不要	事故及び不誠実な行為	山梨県による指名停止期間の有無 ※複数回、指名停止措置を受けた場合は、その合計月数とし、指名停止期間が評価対象期間に1日でも含まれる場合は全ての期間を対象とする。	当該業務の公告日を含む過去1年間の期間
様式1	近隣地域での業務実績 (企業)	〇〇建設事務所管内(又は〇〇市町村内)における〇〇業務委託の業務実績 ・共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの	別紙ー1の機関が発注し、元請けとして請け負い、平成27年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務。※個別事項1を参照
提出不要	本店所在地	公告日時点で所在地が山梨県内である場合に評価する。	当該業務の公告日時点
様式1	被災建築物応急危険度判定士	山梨県が認定した被災建築物応急危険度判定士を雇用した場合に評価する。	当該業務の公告日時点
様式1	雇用実績	前年度内に山梨県内居住者(雇用後に山梨県内居住者になったものを含む)を新規雇用し、公告日までで継続雇用された場合評価する。	前年度
提出不要	業務成績評定点の平均点 (企業)	山梨県発注業務における業務委託成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て) ただし、評価対象は山梨県電子入札システムにより発注した業務に限る(紙入札により発注した業務は除く)	過去5ヶ年度に完成したもの及び当該年度においては当該業務の公告日の前々月末までに完成している業務 ※個別事項1を参照
様式2	管理技術者資格	一級建築士の経験年数を評価する。	期間なし
様式2	継続教育(CPD)の取組状況	建設系CPD協議会及び建築CPD運営会議に属する団体の当該業務の履行に係る国家資格の継続教育に限ることとし、各認定団体の推奨単位以上の証明がある場合に評価する。	当該業務の公告日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれていること。※個別事項2を参照

様式2	同種業務の実績 (管理技術者)	〇〇を含む契約金額〇百万円以上の〇〇業務の業務実績 完成時に管理技術者、担当技術者(担当技術者は完成時にテクリス又はパブディスに登録された者)として従事した者を評価する。 ・共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの ・業務金額の実績は、企業体の業務金額に各企業の出資比率を乗じて得た金額を業務実績として扱う	別紙ー1の機関が発注し、元請けとして請け負い、平成27年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日まで完成している業務。
様式2	手持ち業務量	県発注の他業務で管理技術者又は担当技術者として従事している件数	当該業務の公告日に完了していない件数
様式2	近隣地域での業務実績 (管理技術者)	〇〇建設事務所管内における〇〇業務委託の業務実績 ・共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの	別紙ー1の機関が発注し、平成26年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日まで完成している業務。
提出不要	業務成績評定点の平均点 (管理技術者)	山梨県発注業務で管理技術者として最終登録された業務委託成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て) ただし、評価対象は山梨県電子入札システムにより発注した業務に限る(紙入札により発注した業務は除く)	過去5ヶ年度に完成したもの及び当該年度においては当該業務の公告日の前々月末までに完成している業務

※個別事項1

- 1) 法人名に変更があり、テクリス又はパブディスの登録変換が未済の場合は、名称変更の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。
- 2) 法人の吸収・合併により旧法人の地位を継承している場合で、テクリス又はパブディスの登録変換が未済の場合は、吸収・合併の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。
- 3) 法人に分割があった場合で、テクリス又はパブディスの登録変換が未済の場合は、分割の年月日及び分割の概要が判る登記簿(写)等及び分割契約書(写)を添付すること。
- 4) 法人の吸収・合併・分割等により旧法人の地位を継承した場合の成績評定(山梨県発注)については、山梨県への入札参加資格等継承の手続き後、評価の対象とする。

※個別事項2

継続教育(CPD)の評価は、配置予定技術者の学習履歴について、建設系資格認定団体の証明書の写しを求め、「当該団体の推奨単位以上を取得している。」及び「公告日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれていること。」の証明がある場合について評価する。

証明期間は、証明書に記載された「取得期間」または、「証明期間」とし、年単位で評価する。証明期間に端数がある場合は切り上げて評価し、切り上げ後の証明期間年数で単純平均して取得単位を算出する。また、年間または数年間の推奨単位が記載されている場合は、いずれかが満足していれば評価する。(CPD評価対象期間の事例参照)

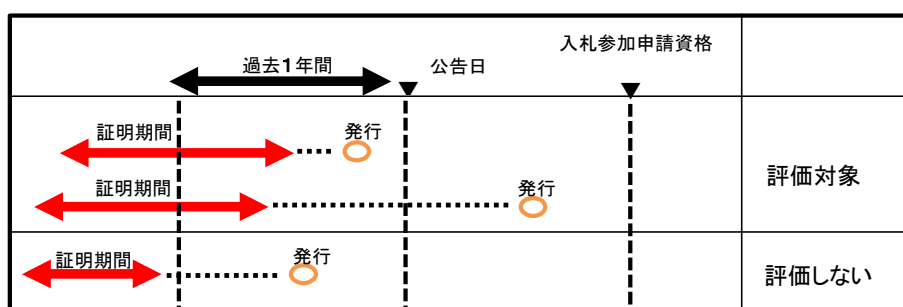
(CPD評価対象期間の事例)

- 予定技術者、下記団体の発行するCPDの登録証明書等が有り、各団体が推奨する単位を満たしている場合に評価する。

(下記団体以外は評価しない)

土木コンサルタント業務	建設系CPD協議会の構成団体
地質調査業務	建設系CPD協議会の構成団体
測量業務	建設系CPD協議会の構成団体、測量系CPD協議会
建築設計業務	建築系CPD協議会の構成団体

- CPD単位取得の証明は、公告日から過去1年以内または、公告日以降に発行されたものとし、公告日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれているものとする。



- 評価は年単位で評価することとし、証明期間に端数がある場合は、切り上げるものとする。

例) 推奨単位 : 50単位/年
証明期間 : 1年3ヶ月 → 「2年」に切り上げ
登録単位 : 80単位/2年 = 40単位/年

上記の場合、推奨単位に満たないため、評価しない。

※ 証明期間とは、証明書に記載されている「取得期間」「証明期間」であり、受講した日付により算出するものではない。

建設コンサルタント業務(建築) 技術評価資料作成要領(特別簡易型:本店選択なし)

対象業務は、総合評価落札方式により実施する業務のため、次表の「評価項目、評価基準及び評価点」に基づき参加申請者を評価するので内容を確認の上、間違えないように作成すること。

1.企業評価項目及び評価基準

本店選択なし

	評価項目		評価点	様式
	評価基準			
企業 の 評価	資格 実績	同種業務実績 同種業務(※1)の実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務実績 ②なし	①3点 ②0点	様式1
		ISO 認証 取得 品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況(※2)を下記の順位で評価する。 ①ISO9001及びISO14001の認証を取得済み ②ISO9001の認証を取得済み ③上記以外	①2点 ②1点 ③0点	様式1
		事故 及び 不誠 実な 行為 山梨県による過去、指名停止を受けた状況(※3)を下記の順位で評価する。 ①3ヵ月以上 ②1ヵ月以上3ヵ月未満 ③1ヵ月未満 ④なし	①－6点 ②－4点 ③－2点 ④ 0点	提出不要
		近隣 地域 業務 実績 近隣地域の実績(※4)を下記の順位で評価する。 ①同一事務所管内 ②県内 ③なし	①6点 ②3点 ③0点	様式1
		被災 建築 物応 急危 険度 判定 士 山梨県が認定した被災建築物応急危険度判定士(※6)を雇用した場合下記の 順位で評価する。 ①3人以上雇用 ②2人雇用 ③1人雇用 ④なし	①3点 ②2点 ③1点 ④0点	様式1
		雇用 実績 県内居住者を前年度に新規雇用(※7)した場合下記の順位で評価する。 ①雇用実績あり ②なし	①1点 ②0点	様式1
	成績	成績 評定 点 過去の業務成績評定点(※8)の平均点を下記の順位で評価する。 ①80点以上 ②78点以上80点未満 ③75点以上78点未満 ④70点以上75点未満 ⑤70点未満又は成績実績ない	①10点 ②6点 ③4点 ④2点 ⑤0点	提出不要

*各評価項目の評価方法等については<注1>を参照のこと

- ※1 企業の同種業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等(別紙-1参照)が発注した、平成27年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務とする。
- ※2 当該業務の公告日時時点で品質管理・環境マネジメントシステムの認証取得しているものとする。
- ※3 事故及び不誠実な行為は、当該業務の公告日から1ヶ年とし、複数回ある場合は合計する。なお、1日でも対象期間内にかかった場合は、全ての指名停止期間を対象とする。
- ※4 近隣地域業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等(別紙-1参照)が発注した、平成27年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務とする。
- ※6 山梨県が認定した被災建築物応急危険度判定士で、当該業務の入札参加資格申請締切日が認定有効期間中であるもの。
- ※7 「雇用実績」とは、山梨県内居住者(雇用後に山梨県内居住者になったものを含む)を前年度内に新規雇用し、当該業務の公告日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込がある場合を評価する。
- ※8 山梨県発注業務(設計業(建築))で過去5ヶ年度に完成及び当該年度は当該業務の公告日の前々月の末日までに完成している業務の平均点

【資料作成に係る留意事項及び添付書類】

- 1) 同種業務実績、近隣地域実績がある場合は各々について記載すること。
- 2) 同種業務実績と近隣地域業務実績について証明するため添付資料として、当該業務の契約書、業務契約用設計書表紙、業務費内訳書及び業務実績を証明する図書の写しを添付すること。
ただし、テクリス又はパプデイスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、テクリス又はパプデイスの番号の記載により、添付資料が省略できる。
- 3) 法人名に変更があり、テクリス又はパプデイスの登録変換が未済の場合は、名称変更の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。
- 4) 法人の吸収・合併により旧法人の地位を継承している場合で、テクリス又はパプデイスの登録変換が未済の場合は、吸収・合併の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。
- 5) 法人に分割があった場合で、テクリス又はパプデイスの登録変換が未済の場合は、分割の年月日及び分割の概要が判る登記簿(写)等及び分割契約書(写)を添付すること。
- 6) 法人の吸収・合併・分割等により旧法人の地位を継承した場合の成績評定(山梨県発注)については、山梨県への入札参加資格等継承の手続き後、評価の対象とする。
- 7) 「雇用実績」を証明する根拠書類として、次の書類等を添付すること。
 - ・直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し
 - ・直近の「住民税特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」の写し
 - ・雇用関係がわかる、「監理技術者資格者証(表面及び裏面)」の写し
 - ・有効な「健康保険被保険者証」の写し
 - ・「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し山梨県内居住を証明する根拠書類として、「住民票」の写し又は「運転免許証」の写しを添付すること。
(住民票は、公告日が属する月の3ヶ月前の月初め1日以降に発行され、個人番号の記載のないものの写し)

2. 技術者の評価

技術者の評価	評価項目			評価点	様式
	評価基準				
	資格実績	管理技術者	評価基準		
		技術者資格	管理技術者が保有する資格（一級建築士）の経験年数により下記の順位で評価する。 ①一級建築士資格取得後20年以上 ②一級建築士資格取得後10年以上20年未満 ③一級建築士資格取得後10年未満	①3点 ②1点 ③0点	様式2
		CPD取得状況	CPDの取得状況（※9）を下記の順位で評価する。 ①CPDの証明あり ②なし	①2点 ②0点	様式2
		同種業務実績	管理技術者又は担当技術者として従事した同種業務（※10）の実績を下記の順位で評価する。 ①管理技術者としての同種業務実績 ②担当技術者としての同種業務実績 ③なし	①3点 ②1点 ③0点	様式2
		手持ち業務量	管理技術者又は担当技術者として従事している県発注の他の業務件数（※11）を下記の順位で評価する。 ①手持ち業務の件数0～1件 ②手持ち業務の件数2～3件 ③手持ち業務の件数4～5件 ④手持ち業務の件数6件以上	①3点 ②2点 ③1点 ④0点	様式2
		近隣地域業務実績	管理技術者又は担当技術者として従事した近隣地域の実績（※12）を下記の順位で評価する。 ①同一事務所管内 ②県内 ③なし	①4点 ②2点 ③0点	様式2
成績	管理技術者	成績評定点	過去の業務成績評定点（※13）の平均点を下記の順位で評価する。 ①80点以上 ②78点以上80点未満 ③75点以上78点未満 ④70点以上75点未満 ⑤70点未満又は成績実績ない	①10点 ②6点 ③4点 ④2点 ⑤0点	提出不要

*各評価項目の評価方法等については<注1>を参照のこと

- ※9 配置予定技術者のCPDの実績は、当該業務の公告日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれるものとする。
- ※10 配置予定技術者の同種業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等（別紙-1参照）が発注した、平成27年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務とする。
- ※11 手持ち業務量は、当該業務の公告日において、完了していない契約済みの県発注の他の業務で管理技術者又は担当技術者として従事している全ての件数とする。
- ※12 配置予定技術者の近隣地域業務実績は、国、都道府県又は特殊法人等（別紙-1参照）が発注した、平成27年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務とする。
- ※13 山梨県発注業務（設計業（建築））で過去5ヶ年度に完成及び当該年度は当該業務の公告日の前々月の末日までに完成している業務の平均点（管理技術者として最終登録された業務の成績を対象とする。）

【資料作成に係る留意事項及び添付書類】

- 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者としてとることができる。この場合、様式2に全ての配置予定技術者を記載し、添付資料を提出するものとし、その場合の評価点は、最も低い評価を受けた者とする。なお、配置予定技術者は、契約日までに確定すること。
- 配置予定技術者の実績は、完成時に管理技術者、担当技術者（担当技術者については完成時にテクリス又はパプデイスに登録された者。）として従事したものを対象とする。また、当該技術者の他社で従事した経験についても実績として認める。
- 同種業務実績、近隣地域実績がある場合は各々について記載すること。
- 配置予定技術者の同種業務実績と近隣地域業務実績について証明するため添付資料として、当該業務の契約書、業務契約用設計書表紙、業務費内訳書及び資格・業務実績を証明する図書の写しを添付すること。
ただし、テクリス又はパプデイスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、テクリス又はパプデイスの番号の記載により、添付資料が省略できる。
- 配置予定技術者と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。）を証明するものとして、次の書類等を添付すること。
・直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し
・直近の「住民税特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」の写し
・雇用関係がわかる、「監理技術者資格者証（表面及び裏面）」の写し
・有効な「健康保険被保険者証」の写し
・「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し
- 配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。
- 落札したにも関わらず、予定技術者が配置できないため、契約が締結できない場合には、指名停止等の措置が行われる場合がある。

<注1> 各評価項目の具体的な内容

評価項目		評価内容	評価対象期間等
様式1	同種業務の実績 (企業)	〇〇を含む契約金額〇百万円以上の〇〇業務の業務実績 ・共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの ・業務金額の実績は、企業体の業務金額に各企業の出資比率を乗じて得た金額を業務実績として扱う	別紙ー1の機関が発注し、元請けとして請け負い、平成 27 年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日まで完成している業務。※個別事項1を参照
様式1	ISO認証取得状況	公告日時点での認証取得している場合に評価する。	当該業務の公告日時点
提出不要	事故及び不誠実な行為	山梨県による指名停止期間の有無 ※複数回、指名停止措置を受けた場合は、その合計月数とし、指名停止期間が評価対象期間に1日でも含まれる場合は全ての期間を対象とする。	当該業務の公告日を含む過去1年間の期間
様式1	近隣地域での業務実績 (企業)	〇〇建設事務所管内(又は〇〇市町村内)における〇〇業務委託の業務実績 ・共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの	別紙ー1の機関が発注し、元請けとして請け負い、平成 27 年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日まで完成している業務。※個別事項1を参照
様式1	被災建築物応急危険度判定士	山梨県が認定した被災建築物応急危険度判定士を雇用した場合に評価する。	当該業務の公告日時点
様式1	雇用実績	前年度内に山梨県内居住者(雇用後に山梨県内居住者になったものを含む)を新規雇用し、公告日までまで継続雇用された場合評価する。	前年度
提出不要	業務成績評定点の平均点 (企業)	山梨県発注業務における業務委託成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て) ただし、評価対象は山梨県電子入札システムにより発注した業務に限る(紙入札により発注した業務は除く)	過去 5 ヶ年度に完成したもの及び当該年度においては当該業務の公告日の前々月末までに完成している業務 ※個別事項1を参照
様式2	管理技術者資格	一級建築士の経験年数を評価する。	期間なし
様式2	継続教育(CPD)の取組状況	建設系CPD協議会及び建築CPD運営会議に属する団体の当該業務の履行に係る国家資格の継続教育に限ることとし、各認定団体の推奨単位以上の証明がある場合に評価する。	当該業務の公告日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれていること。※個別事項2を参照

様式2	同種業務の実績 (管理技術者)	〇〇を含む契約金額〇百万円以上の〇〇業務の業務実績完成時に管理技術者、担当技術者(担当技術者は完成時にテクリス又はパブディスに登録された者)として従事した者を評価する。 ・共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの ・業務金額の実績は、企業体の業務金額に各企業の出資比率を乗じて得た金額を業務実績として扱う	別紙ー1の機関が発注し、元請けとして請け負い、平成27年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日まで完成している業務。
様式2	手持ち業務量	県発注の他業務で管理技術者又は担当技術者として従事している件数	当該業務の公告日に完了していない件数
様式2	近隣地域での業務実績 (管理技術者)	〇〇建設事務所管内における〇〇業務委託の業務実績 ・共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの	別紙ー1の機関が発注し、平成27年4月1日から当該業務の入札参加資格申請締切日まで完成している業務。
提出不要	業務成績評定点の平均点 (管理技術者)	山梨県発注業務で管理技術者として最終登録された業務委託成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て) ただし、評価対象は山梨県電子入札システムにより発注した業務に限る(紙入札により発注した業務は除く)	過去5ヶ年度に完成したもの及び当該年度においては当該業務の公告日の前々月末までに完成している業務

※個別事項1

- 1) 法人名に変更があり、テクリス又はパブディスの登録変換が未済の場合は、名称変更の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。
- 2) 法人の吸収・合併により旧法人の地位を継承している場合で、テクリス又はパブディスの登録変換が未済の場合は、吸収・合併の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。
- 3) 法人に分割があった場合で、テクリス又はパブディスの登録変換が未済の場合は、分割の年月日及び分割の概要が判る登記簿(写)等及び分割契約書(写)を添付すること。
- 4) 法人の吸収・合併・分割等により旧法人の地位を継承した場合の成績評定(山梨県発注)については、山梨県への入札参加資格等継承の手続き後、評価の対象とする。

※個別事項2

継続教育(CPD)の評価は、配置予定技術者の学習履歴について、建設系資格認定団体の証明書の写しを求め、「当該団体の推奨単位以上を取得している。」及び「公告日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれていること。」の証明がある場合について評価する。

証明期間は、証明書に記載された「取得期間」または、「証明期間」とし、年単位で評価する。証明期間に端数がある場合は切り上げて評価し、切り上げ後の証明期間年数で単純平均して取得単位を算出する。また、年間または数年間の推奨単位が記載されている場合は、いずれかが満足していれば評価する。(CPD評価対象期間の事例参照)

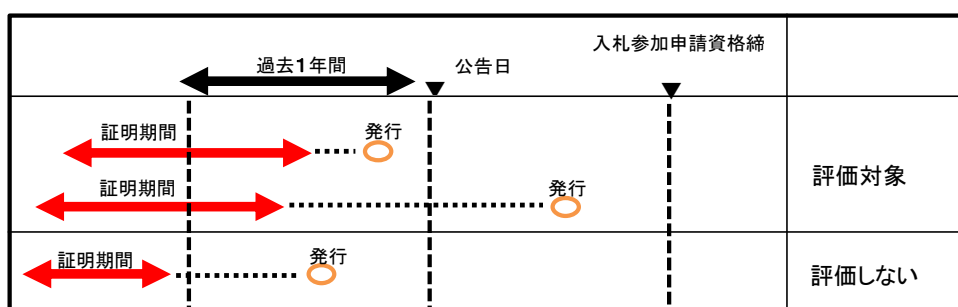
(CPD評価対象期間の事例)

- 予定技術者、下記団体の発行するCPDの登録証明書等が有り、各団体が推奨する単位を満たしている場合に評価する。

(下記団体以外は評価しない)

土木コンサルタント業務	建設系CPD協議会の構成団体
地質調査業務	建設系CPD協議会の構成団体
測量業務	建設系CPD協議会の構成団体、測量系CPD協議会
建築設計業務	建築系CPD協議会の構成団体

- CPD単位取得の証明は、公告日から過去1年以内または、公告日以降に発行されたものとし、公告日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれているものとする。



- 評価は年単位で評価することとし、証明期間に端数がある場合は、切り上げるものとする。

例) 推奨単位 : 50単位/年

証明期間 : 1年3ヶ月 → 「2年」に切り上げ

登録単位 : 80単位/2年 = 40単位/年

上記の場合、推奨単位に満たないため、評価しない。

※ 証明期間とは、証明書に記載されている「取得期間」「証明期間」であり、受講した日付により算出するものではない。

機 関 等	
山梨県	(企業局含む)
国機関	国土交通省 内閣府 防衛省(庁) 農林水産省 文部科学省 その他中央省庁 (環境省、厚生労働省、経済産業省、総務省、その他)
都道府県	山梨県以外の都道府県(政令指定都市を含む)
独立行政法人	
公営企業等	(山梨県道路公社等、地方公社を含む)
事業団等	日本下水道事業団
民間	高速道路株式会社 電力 ガス 電話会社 JR、私鉄、地下鉄 石油備蓄会社

様式集

【建設コンサルタント業務（建築）における総合評価に適用】

- 技術評価資料 添付書類一覧表
- （様式1）企業評価
- （様式2）技術者評価
- （様式3－1）（実施方針）業務理解度
- （様式3－2）（実施方針）業務実施方針

技術評価資料 添付書類一覧表 （建築）

業務番号		会社名等	
業 務 名		担当者氏名	
業務場所		連絡先電話	

1. 様式

様式番号	様 式 名	提出の 有 無	備 考
様式 1 (1/5)	（企業評価）同種業務の実績		
同上 (2/5)	（同上） I S O 認証取得		
同上 (3/5)	（同上）企業の近隣地域業務実績		
提出不要	（同上）本店の所在地	不要	
同上 (4/5)	（同上）被災建築物応急危険度判定士の雇用実績		
同上 (5/5)	（同上）県内居住者の雇用実績		
提出不要	（同上）企業の成績評定実績	不要	
様式 2 (1/5)	（技術者評価）管理技術者の保有する資格		
同上 (2/5)	（同上） C P D の取組状況		
同上 (3/5)	（同上）技術者の同種業務実績		
同上 (4/5)	（同上）技術者の手持ち業務数		
同上 (5/5)	（同上）技術者の近隣地域業務実績		
提出不要	（同上）管理技術者の成績評定実績	不要	
様式 3 － 1	（実施方針）業務理解度		簡易型
様式 3 － 2	（同上）業務実施方針		簡易型

※提出する様式については、「提出の有無」欄に○を記載すること。

※書類は、番号順に揃えて提出すること。

2. 添付資料

様式番号	様式名	添付資料名	備 考
様式1 (企業評価)(1/5)	同種業務の実績	契約書等（同種業務が分かるもの）（写） ただし、パブディスもしくはテクリスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、パブディス（テクリス）番号の記載により、添付資料を省略することができる。 共同企業体の業務実績の場合は、出資比率がわかる資料	
同上(2/5)	I S O 認証取得	I S O 関係認証（写）	
同上(3/5)	近隣地域業務実績	契約書（写）、業務契約用設計書表紙（写）、業務費内訳書及び資格・業務従事実績（写） ただし、パブディスもしくはテクリスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、パブディス（テクリス）番号の記載により、添付資料を省略することができる。 共同企業体の業務実績の場合は、出資比率がわかる資料	
提出不要	本店所在地		
同上(4/5)	山梨県被災建築物応急危険度判定士	次の書類等を添付すること。 ・直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」（写） ・直近の「住民税特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」（写） ・雇用関係がわかる、「監理技術者資格者証（表面及び裏面）」（写） ・有効な「健康保険被保険者証」（写） ・「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」（写） ・応急危険度判定士登録証（写）	
同上(5/5)	県内居住者の雇用実績	次の書類等を添付すること。 ・直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」（写） ・直近の「住民税特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」（写） ・雇用関係がわかる、「監理技術者資格者証（表面及び裏面）」（写） ・有効な「健康保険被保険者証」（写） ・「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」（写） 住民表（写）又は運転免許証（写）等	
提出不要	成績評定		
様式2 (技術者評価)(1/5)	管理技術者の保有する資格	一級建築士免許証（写）又は一級建築士登録証（写） 直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料	
同上(2/5)	C P D の取組状況	C P D 単位取得証明書（写）	
同上(3/5)	技術者の同種業務実績	契約書（写）、業務契約用設計書表紙（写）、業務費内訳書及び資格・業務従事実績（写） ただし、パブディスもしくはテクリスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、パブディス（テクリス）番号の記載により、添付資料を省略することができる。 共同企業体の業務実績の場合は、出資比率がわかる資料	
同上(4/5)	技術者の手持ち業務数		
同上(5/5)	近隣地域業務実績	契約書（写）、業務契約用設計書表紙（写）、業務費内訳書及び資格・業務従事実績（写） ただし、パブディスもしくはテクリスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、パブディス（テクリス）番号の記載により、添付資料を省略することができる。 共同企業体の業務実績の場合は、出資比率がわかる資料	
提出不要	成績評定		

※上表には、各様式に添付する添付資料名を記載こと。各様式に共通する資料の場合は、その旨記載のこと。

※提出資料は、各様式ごとに揃えて提出すること。

企 業 評 価

会社名等： ○○建築士事務所

公告業務契約番号	営繕課－○○－○○○○
公告業務名	○○○○建設工事設計業務委託（公告文に記載されている業務名）

同種業務の実績

同種業務の条件		技術評価資料作成要領に記載されている同種業務の評価内容を記載する。 （記載例）○○団地設計業務 契約金額 1 千万円以上 ※規模等の設定がある場合は、その旨記載する。延べ面積○○㎡以上等
同種業務実績	業 務 名	○○○○建設工事設計業務委託
	発注機関名	山梨県営繕課
	業務場所	山梨県○○市○○地内
	契約金額（円）	○○○○○円
	業務期間（完成）	
	業務内容	（内容、規模、工法等）
	PUBDIS等登録番号	PUBDIS等登録番号
契約書等（写）		PUBDIS等登録していない場合は必要

※記載する業務がPUBDIS等に登録されていない場合は契約書等（業務名、契約金額、業務期間、発注者、請負者の確認が出来る部分）の写しを提出すること。

※共同企業体の業務実績の場合は、出資比率がわかる資料を提出すること

※別紙－1 の機関が発注し、元請けとして請け負い、平成 2 7 年 4 月 1 日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務

企 業 評 価

会社名等： ○○建築士事務所

マネジメントシステムの取組状況

種 別	取得年月日	登録証番号	備 考
ISO9001	令和 年 月 日		
ISO14001	令和 年 月 日		

- ※ I S O 資格認証等がわかる資料を添付すること
- ※ 公告日時点で I S O 資格認証等を取得又は更新し、有効期限内であること
- ※ 企業として登録認証されていること
(当該業務に関わる部署が I S O 資格認証適用事業所から除外されていないこと)
- ※ 登録認証範囲の内容が建設コンサルタントに関わるものであること

企 業 評 価

会社名等： ○○建築士事務所

近隣地域業務実績

近隣地機内業務の条件		技術評価資料作成要領に記載されている同種業務の評価内容を記載する。 (記載例) ○○団地設計業務 契約金額 1 千万円以上 ※規模等の設定がある場合は、その旨記載する。延べ面積○○㎡以上等
近 隣 地 域 業 務 実 績	業 務 名	○○○○建設工事設計業務委託
	発注機関名	山梨県営繕課
	業務場所	山梨県○○市○○地内
	契約金額 (円)	○○○○○円
	業務期間 (完成)	平成○年○月○日～平成○年○月○日 (完成 平成○年○月○日)
	業務内容	(内容、規模、工法等)
	PUBDIS等登録番号	PUBDIS等登録番号
	契約書等 (写)	PUBDIS等登録していない場合は必要

※記載する業務がPUBDIS等に登録されていない場合は契約書等（業務名、契約金額、業務期間、発注者、請負者の確認が出来る部分）の写しを提出すること。

※共同企業体の業務実績の場合は、出資比率がわかる資料を提出すること

※別紙－ 1 の機関が発注し、元請けとして請け負い、平成 2 7 年 4 月 1 日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務

企 業 評 価

会社名等： ○○建築士事務所

山梨県被災建築物応急危険度判定士の雇用

雇用者氏名		生年月日	平成 年 月 日
雇用年月日	平成 年 月 日	応急危険度判定士登録番号	
応急危険度判定士登録年月日	平成 年 月 日	雇用証明及び判定士を証明する資料を添付	

※山梨県被災建築物応急危険度判定士の資格を保有しており、公告日時点に雇用され、以降も継続雇用の見込がある場合評価する。

企 業 評 価

会社名等： ○○建築士事務所

県内居住者の雇用実績

雇用者氏名		生年月日	平成 年 月 日
雇用年月日	平成 年 月 日		

※山梨県内居住者（雇用後に山梨県内居住者になったものを含む）を前年度に雇用し、
公告日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込がある場合評価する。

※雇用を証明する根拠書類として、健康保険被保険者証等の写しを添付すること。

※県内居住を証明する根拠書類として、住民票又は運転免許証等の写しを添付すること。
（住民票は、公告日が属する月の3ヶ月前の月初め1日以降に発行され、個人番号の記載
のないものの写し）

技 術 者 評 価

会社名等： ○○建築士事務所

公告業務契約番号	営繕課-○○-○○○○
公告業務名	○○○○建設工事設計業務委託（公告文に記載されている業務名）

管理技術者の保有する資格

管理技術者の氏名		生年月日	
入社年月日	平成 年 月 日		
保有する資格	一級建築士		
取得年月日			
登録番号			
一級建築士免許保有年数			

※管理技術者と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込みを行った日以前に3ヵ月以上の期間、継続した雇用関係）がわかる書類を添付すること。

※提出する配置予定技術者すべてについて記載すること。

※一級建築士の資格取得が証明できる書類を添付すること。

技 術 者 評 価

会社名等： ○○建築士事務所

継続教育（CPD）の取組状況

管理技術者氏名		推奨単位以上の学習履歴	学習履歴を証明する証明書発行団
1	○○ ○○	あり ・ なし	(例) (一社) 建設コンサルタント協会
2	○○ ○○	あり ・ なし	
3	○○ ○○	あり ・ なし	

※提出する管理技術者すべてについて記載すること。

※証明書発行団体は、建設系CPD協議会及び建築系CPD運営協議会に属する団体に限る。

※証明書発行団体の証明期間が「公告日から過去 **1** 年以内に証明期間の一部が含まれている」かつ「当該団体の推奨単位以上取得している」場合に「あり」を○で囲み、学習履歴を証明する証明書の写しを添付し、推奨単位以上を取得していることを証明すること。

推奨単位未満又は取得していない場合は「なし」を○で囲む

※証明期間は、年単位で評価するものとし、端数がある場合は切り上げる。その際の取得単位は、切り上げ後の証明期間（年数）で単純平均を用いて算出する。

（例：証明期間1年3ヶ月で80単位の場合は、2年間の証明書とし、年間40単位の証明書として評価する。）

※年間または数年間の推奨単位が記載されている場合は、そのいずれかが満足していれば評価する。推奨単位を設定していない団体は、評価の対象としない。

※単一企業の社内研修会は単位算定の対象としない。

技 術 者 評 価

会社名等： ○○建築士事務所

管理技術者の同種業務実績

同種業務の条件		技術評価資料作成要領に記載されている同種業務の評価内容を記載する。 (記載例) ○○団地設計業務 契約金額 1 千万円以上 ※規模等の設定がある場合は、その旨記載する。延べ面積○○㎡以上等	
業 務 実 績	管理技術者氏名		
	業 務 名	○○○○建設工事設計業務委託	
	発注機関名	山梨県営繕課	
	業務場所	山梨県○○市○○地内	
	契約金額 (円)	○○○○○円	
	業務期間 (完成)	平成○年○月○日～平成○年○月○日 (完成 平成○年○月○日)	
	従事した時の会社名	従事役職	管理技術者・担当技術者
	業務内容	(内容、規模、工法等)	
PUBDIS等登録番号	PUBDIS等登録		
契約書の (写)		PUBDIS等登録していない場合は必要	

※記載する業務がPUBDIS等に登録されていない場合は契約書等（業務名、契約金額、業務期間、発注者、請負者の確認が出来る部分）の写しを提出すること。

※管理技術者の実績は、完成時に管理技術者、担当技術者（担当技術者については完成時にテクリスもしくはパブディスに登録された者に限る。）として従事したものを対象とする。また、当該技術者の他社で従事した経験についても実績として認める。

※複数の管理技術者を記載する場合は、技術者ごとに作成すること。

※共同企業体の業務実績の場合は、出資比率がわかる資料を提出すること

※別紙ー 1 の機関が発注し、元請けとして請け負い、平成 27 年 4 月 1 日から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務

技 術 者 評 価

会社名等： ○○建築士事務所

管理技術者の手持ち業務数

・管理技術者氏名	
----------	--

番号	業務名	当 初 契約額 (千円)	履行期間	技術者の 区分	備考
1			H○.○.○ ~H○.○.○	管理 ・担当	
2			H○.○.○ ~H○.○.○	管理 ・担当	
3			H○.○.○ ~H○.○.○	管理 ・担当	
4			H○.○.○ ~H○.○.○	管理 ・担当	
5			H○.○.○ ~H○.○.○	管理 ・担当	
6			H○.○.○ ~H○.○.○	管理 ・担当	

手持ち業務量 件

※公告日において、完了していない管理技術者又は担当技術者として従事している全ての県工事の件数を記載する。（最高6件までとする。）

記載漏れがあった場合は、失格となる場合がある。

技 術 者 評 価

会社名等： ○○建築士事務所

管理技術者の近隣地域業務実績

近隣地域業務の条件		技術評価資料作成要領に記載されている同種業務の評価内容を記載する。 (記載例) ○○団地設計業務 契約金額 1 千万円以上 ※規模等の設定がある場合は、その旨記載する。延べ面積○○㎡以上等	
業 務 実 績	管理技術者氏名		
	業 務 名	○○○○建設工事設計業務委託	
	発注機関名	山梨県営繕課	
	業務場所	山梨県○○市○○地内	
	契約金額 (円)	○○○○○円	
	業務期間 (完成)	平成○年○月○日～平成○年○月○日 (完成 平成○年○月○日)	
	従事した時の会社名	従事役職	管理技術者・担当技術者
	業務内容	(内容、規模、工法等)	
PUBDIS等登録番号	PUBDIS等登録		
契約書の (写)	PUBDIS等登録していない場合は必要		

※記載する業務がPUBDIS等に登録されていない場合は契約書等（業務名、契約金額、業務期間、発注者、請負者の確認が出来る部分）の写しを提出すること。

※管理技術者の実績は、完成時に管理技術者、担当技術者（担当技術者については完成時にテクリスもしくはパブディスに登録された者に限る。）として従事したものを対象とする。また、当該技術者の他社で従事した経験についても実績として認める。

※複数の管理技術者を記載する場合は、技術者ごとに作成すること。

※共同企業体の業務実績の場合は、出資比率がわかる資料を提出すること

※別紙ー 1 の機関が発注し、元請けとして請け負い、平成 2 7 年 4 月 1 日以降から当該業務の入札参加資格申請締切日までに完成している業務

業 務 理 解 度

業務番号： _____

業 務 名： _____

会 社 名： _____

課題	業務の目的、条件、内容等に関する理解と課題抽出について
※本業務の業務内容、現場状況、制約条件等の課題等を簡潔に記載する。（各提案最大500字程度とする。）	
○提案 1	
○提案 2	
○提案 3	

業務実施方針

業務番号：	
業 務 名：	
会 社 名：	

課題	業務を遂行する上での実施方針について
----	--------------------

※業務の実施方針について、簡潔に記載する。（各提案最大500字程度とする。）	
○提案 1	
○提案 2	
○提案 3	